

職員宿舍の貸与等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員に対する職員宿舍の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員宿舍の貸与)

第2条 市長は、次に掲げる職員であつて、通勤圏内に自ら居住する住居を有しないものに対し、必要に応じて、職員宿舍を貸与することができる。

(1) 研修等のため国、地方公共団体、またはその他の団体等での勤務を命ぜられた職員

(2) その他市長が特に必要と認める職員

(貸与手続)

第3条 職員宿舍の貸与を受けようとする職員は、別記様式第1号により、職員宿舍の貸与を市長に申し込まなければならない。

2 市長は、職員宿舍の貸与を決定したときは、別記様式第2号により、前項の規定により申込みをした職員に通知するものとする。

(使用料)

第4条 職員宿舍の使用料は、国家公務員宿舍法施行令(昭和33年政令第341号)第13条の規定を参酌し、月額で市長が定めるものとする。

2 月の途中において、職員宿舍の貸与を受け、またはこれを明け渡した場合の使用料は、日割り計算した額(1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額)とする。

3 職員宿舍の貸与を受けた職員(以下「被貸与者」という。)は、毎月末日までに、当該月分の使用料を納付しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、被貸与者が負担する。

(1) 電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料(基本料金を含む。)その他の居住に要する費用

(2) 被貸与者の責に帰すべき事由によって発生した費用

(使用上の義務)

第5条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた職員宿舍を使用しなければならない。

2 被貸与者は、職員宿舍について、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 全部または一部を第三者に貸し付けること。

(2) 生計を異にする同居人をおくこと。

(3) 居住の用以外の用に供すること。

(4) 市長の承認を得ずに、模様替え、増改築、工作物の設置その他の工事を行うこと。

3 被貸与者はその責めに帰すべき理由により当該職員宿舍を滅失し、損傷し、または汚損

したときは、遅滞なく、自己の負担においてこれを現状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(明渡し)

第6条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その者（その者が第2号の規定に該当することとなった場合は、その者と同居していた者）は、その該当することとなった日から20日以内に職員宿舎を明け渡さなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、その該当することとなった日から6月の範囲内において市長の指定する期間、引き続き当該職員宿舎を使用することができる。

- (1) 職員でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 配置換え等により当該職員宿舎を貸与される資格を失ったとき。
- (4) 自ら通勤圏内に住宅を確保したとき。
- (5) 職員宿舎を借り上げた民間事業者等から明渡しを請求されたとき。

2 被貸与者は、市長が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合に、期限を付してその是正を命じたにもかかわらず、その期限までにその命令に従わなかつときは、直ちに当該職員宿舎を明け渡さなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、使用料を支払わなかったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき
- (3) その他被貸与者の義務違反があると認められるとき。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は令和4年（2022年）3月11日から施行する。